

会 議 記 録					
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会			会議場所	第3委員会室
				担当職員	藤村
日 時	平成26年1月30日(木)		開 議	午後	1 時 30分
			閉 議	午後	3 時 34分
出席委員	吉田 田中 並河 山本 中村 西村 石野 堤 <木曾議長>				
執行機関出席者	田川会計管理室長、山内会計課長、荻野会計課副課長 俣野生涯学習部長、小林人権啓発課長、桂人権福祉センター館長、橋本啓発振興係長 辻田教育部長、川勝教育部次長、河原教育総務課長、松山学校教育課長、石田教育総務課副課長				
事務局	藤村事務局次長、阿久根副課長				
傍聴	可・否	市民 2名	報道関係者 0名	議員 1名(井上議員)	その他 0名

## 会 議 の 概 要

- 1 吉田委員長 あいさつ 開議
- 2 事務局日程説明
- 3 事件  
13:32~  
(1) 委託業務の状況について

会計管理室長 あいさつ  
会計課長 説明 <別添資料参照>

(公益) 社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会への業務委託について、経過、委託理由、園部支所社員名簿、過去5年間の発注実績について説明。

### 質疑

<吉田委員長>

説明はよくわかり、協会と随意契約することの意味は理解しているが、協会の中であまりに偏っている。それをどう認識しているか。

<会計課長>

協会内の配分をどのようにされているかは承知していないのが現状である。事務所の規模、事業内容等を考慮しての配分であるので、偏りがあるかどうかを外から判断するのは難しいと思う。万一、偏りがあれば好ましくない。

<吉田委員長>

偏っている。それならば協会と随意契約しなくてもいいのではないか。

<会計課長>

諸々の点を考慮してもなお偏りがあるということならば、単価契約時に申し添えることは可能である。

<吉田委員長>

偏りがあるのなら法人と随意契約することがどうなのか。文書で指導する気持ちは

な いか。

< 会計課長 >

京都府で認定されている公益法人である。いろんな基準の中で認定を受けていること、配分については京都府から一定指導されているので市としては見守っていきいたいと思っている。

< 吉田委員長 >

亀岡市の事業であるのに見守るのか。指導する気がないということか。

< 会計管理室長 >

一概に偏りと言っても何で判断するのは難しい。件数、金額にしてもそれぞれの所管課が発注しており、一時に面積的に大きなものを発注する時は1社では無理なこともある。1人でされている事務所も多くある。結果的にこういう状況ではあるが契約方法としてはベストであると思っているし、今後もこの形でやっていきたい。契約時にお願いをする気があるかないかと言われれば、お願いする気はある。

< 吉田委員長 >

協会の中のことまでは言えないが、随意契約で市が発注している限りは疑いをもたれないようにしてくださいということは言ってしかるべきである。市が事業発注時に業者を指名することはないか。

< 会計課長 >

個々の課が発注するのでわからないが、そんなことはないと思う。

< 会計管理室長 >

そんな懸念を抱かれることがないよう庁内でも指導していきいたい。ないと思っている。

13 : 53

13 : 54 ~

(2) 亀岡市人権福祉センターの使用状況について

生涯学習部長 あいさつ

人権啓発課長 説明 < 別添資料参照 >

平成22年度以降の天川文化センター(現人権福祉センター)・老人センターの利用状況及び減免に係る内規を説明。

14 : 00

< 実際の申請書類を閲覧 >

14 : 10 ~

質疑

< 西村委員 >

付箋がついているのは何か。

< 人権啓発課長 >

NPO関係の申請書に付箋を貼っている。

< 並河委員 >

部屋によって使用料は違うのか。H25度から人権福祉センターということで市

の建物となった。子ども育成会や老人会等の個人ではない団体の減免は考えていないのか。

<人権啓発課長>

99㎡以上の大きな会議室と会議室、調理室がある。人権福祉センターの大会議室は9時～12時まで、13時～17時までが各1,050円。18時～22時が1,050円～1,260円。冷房時は1,050円のところを1,470円、暖房時は1,360円。内規にあるように町の子ども会等町の団体が使用する時は10割減免で、他のセンターも一緒である。

<並河委員>

町の中の区子ども会なら減免はないのか。

<人権啓発課長>

それに対する声は聴いているので今後検討したい。

<吉田委員長>

申請用紙のフォーマットはあるのか。

<人権福祉センター館長>

センターにあるが、今は持っていない。

<吉田委員長>

印字されている申請書がほとんどであるが、初めから作ってあるのか。違和感がある。本人が書いているのか。

<人権福祉センター>

この4月からの着任なので以前は分からないが、この4月からは予約を受けて、館で作成し、ハンコだけもらっている。

<吉田委員長>

手書きのものは。

<人権福祉センター館長>

区以外の方は窓口で書いてもらう。どうしてもという場合は館で作成するが、必ず窓口で確認の上、押印いただいている。

<吉田委員長>

ありえないようなハンコの押し間違いもある。どこの館でもいいがNPO法人が減免を受けるような事例はあるのか。

<人権福祉センター館長>

人権福祉センターにおいては、亀岡人権交流センター以外のNPO法人はない。

<人権啓発課長>

他の館については調べて報告する。

<吉田委員長>

NPO法人への減免根拠がわからない。なければやめればいい。

<木曾議長>

館の用紙は統一されているのか。天川の分だけがこのような形か。

<人権福祉センター館長>

原則、各館同じ様式である。

<木曾議長>

市役所が使用している場合も手書きである。NPO法人、区、解放同盟の使用は打ち込みになっている。統一した取り扱いにしないといろんな憶測が飛ぶ。整理されたい。H25度からNPO法人の利用が大きく増え、有料であるがどうか。

<人権福祉センター館長>

エンゼルホームという府の委託事業をされている。それは有料にしている。申請書の取扱いは統一していきたい。

<木曾議長>

同じ日に複数の会議室が同時に使用されていることが少ないので利用を増やすようにされたい。また、人権に係る会議は人権福祉センターを利用した方がいいと思うがどうか。

<人権福祉センター館長>

人権福祉センターという名称である以上、いろんな形で活用いただけるよう自治会等へも働きかけている。2月、3月は自治会の人権学習も入っており、日曜日も開けるようにしている。

<西村委員>

夜遅くまで電気が点いている。無駄ではないかという声も聞く。何時まで点灯しているのか。

<人権福祉センター館長>

街灯は22時まで点けており、地元防犯灯も兼ねている。階段は24時間、非常灯として点けている。その他は極力努力している。

<西村委員>

外壁に多く点いている。整理できるならされたい。

<人権福祉センター館長>

確認し、間引きする等考える。

<吉田委員長>

もう一度確認する。申請書はまとめて作っていないか。

<人権福祉センター館長>

作っていない。

14:29

(休憩)

14:35~

#### 4 行政報告

教育部長 あいさつ

(1) 亀岡市いじめ防止基本方針の策定について

学校教育課長 説明 <別紙資料 参照>

14:45

質疑

<西村委員>

これはいいことだが、いじめを受けても子どもは言いにくいので、それまでに、「(仮)いじめ防止連絡箱」のようなものを学校に設置するののも一つの方法である。抑止力になる。他にやっている市はあるか。考えは。

<教育部次長>

何らかの形でいじめを発見できるような仕組みはいろんな形で取り組んでいる。いじめが見えにくいのは実際のことであるし、中には怪我をしてからいじめが見つかったという事象もある。被害届が出て、指導したという例もある。ご提案のように子どもからの通報をやっているところもある。定期的な面談、個人的な連絡帳の活用、家庭との連携等を進めている。

<西村委員>

「その時」が大事である。気軽に伝えられる連絡箱があれば心強い。率先してやってもらえればと思う。

<教育部次長>

積極的に取り組めるよう検討する。

<堤委員>

防止する以前に、なぜ今日子ども社会の中でいじめが起こるのか、分析はしているのか。

<教育部次長>

各校統一した分析はしていないが、それぞれはしている。いじめが起こったら加害者の背景、親の子育て意識等を総括し、次の指導に生かせるようしている。きちっとした形での分析はしていない。

<堤委員>

第三章、基本的施策の中に道徳教育、体験学習等の充実が記載されているが、人間形成は学校の役割か、家庭教育の役割か。起こってから基本施策に沿って対応していくのは大事だが、根本的なことから人間形成を家庭も学校もしっかりやっていく必要がある。命に係わることであり、知識を教える以上に重要なことである。方針を作る中でそのことも十二分に考えられたい。

<並河委員>

委員は具体的には何名で考えているのか。

<学校教育課長>

あまり多くならないよう考えており、弁護士、心理の専門家等を考えているが、人数の具体化はしていない。

<並河委員>

それぞれの委員の重複はあるのか。

<学校教育課長>

(仮)いじめ問題対策連絡協議会は、南丹教育局、学校、保護代表等でそれぞれの組織で対応にあたる。(仮)いじめ防止対策推進委員会は、教育委員会の付属機関である。それ以上に重大ないじめが起こった場合は市長部局に第三者的な組織として設置する。別々である。

<吉田委員長>

基本方針の条例化はあるのか。

<教育部長>

条例化は考えていない。方針に定める3、4の組織は設置条例として条例化する。

<山本委員>

西村委員が言われたように通報するところも大事だと思うので個人情報に留意してインターネットでもできるようにしてほしい。電話相談の数は少ないと聞いているので、具体的な相談体制等真剣に考えてほしい。市の方針ができた後、学校での策定も義務付けられていると思うがどんなスケジュールか。

<学校教育課長>

市の方針と並行しながら学校基本方針を進めている。

< 木曾議長 >

第三者のシビアな目が必要と思うがどうか。

< 教育部長 >

(仮称)いじめ問題対策連絡協議会は総括的に保護者等幅広く入ってもらいやっていきたい。(仮称)亀岡市いじめ防止対策推進委員会は教育委員会の付属機関として助言等いただき、何かあればやっていく。第三者機関的な性質も確保しなければならない。(仮称)亀岡市いじめ調査委員会は、教育委員会の他、再度市長が調査する機関でもある。メンバーは別の第三者的な要素を持たなければならない。人選はこれからの検討課題である。

< 山本委員 >

人選は誰がどのようにするのか。

< 教育部長 >

基本的には教育委員会、市長部局で検討する。条例の中に基準は謳っていく必要がある。これからのことになる。

~ 15 : 04

## (2) 亀岡市小・中学校の土曜日を活用した教育活動について

学校教育課長 説明 < 別紙資料参照 >

~ 15 : 08

質疑

< 山本委員 >

実際のあり方は。

< 学校教育課長 >

詳徳小で取り組んでいる内容は、学力の補充。学生による学びサポーターやボランティアの方にお世話になっている。また、保護者に参観もしてもらっている。教師、ボランティア、保護者で事業をされている。

< 山本委員 >

いろんな人で作っていくということでもいいか。

< 教育部次長 >

基本は学力保持の取組みなので原則は教職員で、場合によってはクラス解体もある。そんな時は学生サポーターや指導経験のある地域のボランティアもある。振り返りが中心で学校の授業より前に進むことはない。

< 中村委員 >

4月から実施するとなると先生への周知はされていると思うが、実際の先生の待遇、勤務等の影響は。

< 教育部次長 >

それについては当初から慎重にと考えていた。国、府で実践研究されており、前4週、後8週での振替休日を基本に考えている。学校の規模によっては全身体制ではなくローテーションということもある。月1回が基本だが、運動会、音楽祭等を考慮すると学力補充のみの取組みは実質6回程度。土曜日の半日なので振替は2日半~3日。

< 中村委員 >

うまくいく仕組みを作ってほしい。

<木曾議長>

保護者の理解はどうか。

<教育部次長>

保護者、地域の方々に理解いただくには時間がかかる。PTA総会等での説明、学校だより、各自治会に集まっていただいて意義を説明したりしている。自治会連合会、社会教育団体、社会体育団体にもお知らせ、依頼等している。

<木曾議長>

子どもが登校するとなると学校安全推進員、見守り隊との連携は。実際に出来るのか。

<学校教育課長>

学校安全協力員にも学校から伝えてもらう。教育委員会としての対応も考えている。

<並河委員>

月1回が基本だが詳しくは各学校が決めるのか。 詳徳小と別院中の参加状況、教訓等の事例は。

<教育部次長>

初め、同じ日は難しいと思っていたが、先日の小学校校長会、中学校校長会でそれぞれ決めてもらった。月は日とというような感じである。 詳徳小は、予想通り子どもはいやな顔をしており、保護者からも意見はあったが、実際始まると生活習慣がは乱れにくい状況が作れ、普段ではできない個別指導の形もとれ、子どもは思った以上の積極的な意欲が見られた。すでに別の活動に取り組んでいる子供の活動は尊重しており、85%前後の出席状況である。

<木曾議長>

予算にも係わってくるのか。スクールバス、協力員等含めて総額でどれぐらいか。

<学校教育課長>

概ね100万円程度である。

<教育部長>

学校安全対策協力員の配置やその費用も上積みしていきたい。

<吉田委員長>

自由参加か。

<教育部次長>

出席するよう指導するが、原則自由参加である。

<石野委員>

詳徳小でやっているが、少人数だけである。参加する子としない子がいると何か言わないか。

<教育部次長>

いやな顔をしている。しかし、その週の授業でわからなかったことが、補習でわかるとうれしい顔をする。出席日数には含めないが保護者の意識と協力はかなり大きな意味を持つ。今後、詳徳小と別院中の取組みを全市的に取組むので、学校によって損得がないようにしていきたい。教材等、学校によっての差がないようにしていきたい。

~ 15 : 25

(3) 新幼稚園について

教育総務課長 説明

旧第2 亀幼用地に去年の7月から工事に入り、年末の進捗状況は21%。7月末には完成の予定で進めている。第2 亀幼の児童は去年の9月から亀岡幼稚園で合同保育をしている。3月21日(金・祝)10時30分からギャラリーかめおかで合同閉園式を開催する。委員の皆様にもご案内をさせていただく予定である。3月定例会には幼稚園条例の一部改正を上程する予定で、園の名称は「亀岡市立幼稚園」とする。下矢田町の亀岡幼稚園舎は9月以降に除却する計画である。

～ 15 : 28

5 その他

< 吉田委員長 >

次回の日程及び内容について、2月10日(月)午前10時から放課後児童会についての議会報告会について検討してはどうか。

全員了

< 吉田委員長 >

それでは、そのように決定する。

15 : 34 閉議